

決算短信の簡素化のポイント

東京証券取引所は、決算短信の簡素化を目的として 2017 年 2 月に「決算短信・四半期決算短信作成要領等」を改正しており、2017 年 3 月末日以後に終了する年度又は四半期決算に係る決算短信・四半期決算短信から適用するものとしています。今回は、当該決算短信の簡素化のポイントをご紹介します。

①サマリー情報の参考様式

従来は義務とされていた決算短信の「サマリー情報」の様式について、使用義務ではなく作成時の参考様式とすることで、作成者側にその使用を要請する形に変更されています。

②決算短信（添付資料）における開示事項

決算短信（添付資料）における開示事項のうち、従来は「経営成績・財政状態に関する分析」とされていた項目は、「当期の経営成績・財政状態の概況」を記載することとなっています。

また、従来決算短信に記載していた「経営方針」に関する事項は、決算短信では記載不要となっており、有価証券報告書等で記載する項目となっています。

③連結財務諸表及び主な注記の追加開示

投資判断を誤らせるおそれのない場合に、決算短信の開示を早期化するためのサマリー情報及び経営成績等の概況を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに連結財務諸表及び主な注記を開示することとされています。

この場合には、各社の状況に応じてサマリー情報及び経営成績・財政状態の概況及び今後の見通しの開示と同時に、企業の状況を適切に理解するための有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について開示することとされています。

④決算短信は監査の対象外であることの明確化

サマリー情報の参考様式に「※決算短信は監査の対象外です」との記載を新設し、監査が不要である旨を明記する形としています。

これは、従来から決算短信は監査・四半期レビューの対象外の項目ですが、決算短信の開示の速報の位置づけをより明確化するために新設された項目となっています。

上記のうち①・③の項目は、各社における開示の自由度が高まる内容となっていますので、2017 年 3 月末以降の決算又は四半期決算の開示の方針につき、事前に各社で検討しておくことが望まれます。

以上
